



Title	戦後アメリカ対中政策の起源：「二つの中国」政策の形成過程
Author(s)	高橋, 慶吉
Citation	阪大法学. 2009, 59(3,4), p. 301-330
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55144
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

戦後アメリカ対中政策の起源

—「二つの中国」政策の形成過程—

高 橋 慶 吉

目次

はじめに

- 第一章　中国統一政策の挫折
- 第二章　中國大陸の共産化と台湾
- 第三章　台湾海峡危機と「二つの中国」政策
- 結論

はじめに

対日戦終了から四年後の一九四九年一〇月、中国共产党を主体とする中華人民共和国が建国され、共産党との戦いに敗れた中華民国政府は台湾へと逃走した。しかしそれにより、中国内戦に終止符が打たれたわけではない。かつて中国大陸を統治した中華民国政府（以下、國府あるいは台北と記す）は台湾から大陸の奪還を叫び、その國府にかわって大陸の支配者となつた中国共产党は台湾の併合を目指した。両者は軍事的に対峙するばかりでなく、政

治・外交分野でも熾烈な争いを繰り広げた。国府はその支配領域が台湾島と諸小島に限られるにもかかわらず、中国の正統政府としての立場を主張し続けた。他方、中華人民共和国政府（以下、中共あるいは北京〔政府〕と記す）は国府の正統性を否定し、中国政府としての国際的認知を広げる努力を怠らなかつた。

この国共間の対立にアメリカは深く関与し続けた。その関与の形態は一九七九年の北京政府承認以前、以後とで大きく異なる。まず承認後から現在に至る時期については、台湾防衛に対するコミットメントを故意に曖昧にすることによって、大陸・台湾双方の現状変更の試みを抑止するという政策を取つてゐるようである。ただその政策の性格上、内容や意図にははつきりとしない部分が多い。それに対して承認前のアメリカの政策は明確である。その特徴について、若林正丈は簡潔に次のように述べてゐる。

実際のアメリカの台湾政策は、いわば「事実上の二つの中国」政策、すなわち、国府の側に立つて「一つの中国」を認めながらそのための実際行動（「大陸反攻」）は抑止し、「正統中国」を主張する「二つの中国」が併存する状況を維持する政策であったと言えよう。⁽¹⁾

若林の言う「事実上の二つの中国」政策（以下、「二つの中国」政策と略す）の目的は、国共対立が大きな武力紛争に発展することを防ぐことにある。そうしたアメリカの政策が一応の成功を収めたことは歴史が証明していると言えよう。ただ国府が台湾へと移った四九年の時点から、アメリカが「二つの中国」政策を取つてゐたわけではない。アメリカが「二つの中国」の対立に割つて入るのは五〇年六月の朝鮮戦争勃発のときであり、それ以前にアメリカが台湾防衛に関与してゐたわけでも、国府の大陸反攻を抑止する手段を持つてゐたわけでもないからである。

またのちに明らかとなるように、五〇年の朝鮮戦争勃発を機にした台湾海峡介入、すなわち同海峡への第七艦隊派遣という措置に「二つの中国」政策の形成を見ることもできない。このように四九年でも五〇年でもないとすると、「二つの中国」政策はいつ、どのようにして形成されたものなのであろうか。

実は、その問い合わせに対する答えはすでに出ていていると言つてもいいかもしない。というのも、歴史家アチネリ（Robert Acciari）の研究により、五〇年代半ば、ダレス（John Foster Dulles）国務長官が「二つの中国」の併存状況の固定化へと動いたことが明らかにされているからである。アチネリによると、その行動の直接的な契機となつたのは五四年九月発生の台湾海峡危機であつた。その危機により北京政府との戦争の可能性が高まる中、台湾海峡情勢の安定化が必須の課題となつたのである。⁽²⁾

本稿はこのアチネリの研究の成果を否定するものではない。その研究では十分に明らかにされていない点や分かりにくくなっている点を、補充し明解にするのが本稿の目的である。アチネリの研究は五〇年から五五年に至るまでのアメリカの台湾に対するコミットメントの深まりを包括的に捉えようとした力作であるが、力作ゆえにあまりに詳細な事実に多くの言及がなされ、「二つの中国」の併存状況の固定化へと動くに至るまでのアメリカ対中政策の変遷が理解しにくくなっている。また歴史叙述中心の研究であることもあって、「二つの中国」政策の意義について考察を欠く。さらに、分析対象が五〇年代前半となっているため、それ以前の対中政策と「二つの中国」政策との関連は明らかでない。台湾海峡情勢への対応とは国共内戦への対応に他ならない。国共内戦の主戦場が大陸にあつた時期の対中政策も分析対象に含めることで、「二つの中国」政策の特徴を一層浮き彫りにすることができますのではないかだろうか。

これらの点を踏まえて本稿は、アメリカ対中政策の潮流を押さえることを重視し、その流れの中に「二つの中国」

政策の形成を見出す。分析対象とする時期は、アメリカが調停者として国共対立に介入する四〇年代半ばから、「二つの中国」の併存状況の固定化へと動く五〇年代半ばである。この一〇年の間にアメリカ対中政策は激しく揺れ動き、最終的に「二つの中国」政策へと落ち着くのである。本稿ではその変遷を跡付けることで「二つの中国」政策の形成過程や特徴を明確にし、最後に同政策の意義を考察したいと考える。

第一章 中国統一政策の挫折

国民党と共产党の対立の歴史は一九一〇年代後半にまで遡ることができる。しかし、両党の争いについて戦前期ワシントンの関心は概して弱く、一方の当事者である中国共产党がいかなる性質の団体であるのかということさえ、よくわかつていなかつた。国共対立にワシントンが高い関心を寄せるようになるのは対日戦末期、ルーズベルト(Franklin D. Roosevelt)政権のときである。四四年春に日本軍が中国戦線で大攻勢に出る中、中国国内の分裂状態を解消し、交戦力の強化を図ることが焦眉の課題となつたためである。その課題に当たつたのは、当時の駐華大使、ハーレー(Patrick J. Hurley)であった。ハーレーは中国共产党の本拠地である延安にまで足を運ぶなど、精力的に国共間の調停を行つた。⁽³⁾

国共調停の努力は、中國情勢の混乱に乘じたソ連の介入などを恐れるトルーマン(Harry S. Truman)政権にも引き継がれる。四五年一二月には、ハーレーに代わって第一次大戦の英雄、マーシャル(George C. Marshall)将軍が中国に派遣された。マーシャルはそれから約一年間、国共連合政権の樹立のため力を尽くすことになる。

トルーマン政権が実現を目指した国共連合政権とは、あくまでも蒋介石率いる国民党を主体としたものであった。そのためアメリカは調停者として振る舞う一方で、国民党に対して大量の軍事・経済援助を支給した。そうした国

国民党側に偏したアメリカの姿勢は当然ながら共産党の対米批判を招き、マーシャルの調停工作を難しくする。また共産党を武力で打倒しようとする蒋介石の傾向を助長することにもなった。そこでマーシャルの提言により、一九四六年八月、中国向け武器輸出を禁止する措置がとられる。しかし国民党側が優勢でしかも軍事物資の蓄えも十分であったことから、その武力統一路線を改めさせることはできなかつた。⁽⁴⁾ 結局、マーシャルは国共間の紛争を解決できないまま、四七年一月に召還され、国務長官に就任した。

国共調停の失敗は中国統一を目指したトルーマン政権の対中政策に抜本的な見直しを迫つた。四七年七月、その見直し作業の一環として、かつて中国戦線の米軍司令官を務めたウェデマイヤー (Albert C. Wedemeyer) が中国に派遣される。彼は約一ヶ月の調査を行つた後、大統領に報告書を提出した。その報告書においてウェデマイヤーは、満州における共産軍の優勢を伝え、共産主義者による満州政府樹立の可能性に言及、最終的には共産党の支配する中国の出現にまで至るであろうとの警告を行つた。そうした事態を防ぐため彼は、満州を国連安保理常任理事国五カ国の保護管理下に置くか、信託統治地域とするよう勧告する。加えて、国府に対する軍事・経済援助の支給を提言した。⁽⁵⁾

満州を国際管理下に置くべきとするウェデマイヤーの勧告は、国民党を主体とした中国の統一を少なくとも短期的には断念したものと見ることができる。しかもそれは、満州における中華民国の主権を制限し、ゆくゆくは満州の独立に至る可能性をも孕むものであった。しかし五大国による保護管理であれ、信託統治であれ、国府が満州に一定の関与を及ぼすことは可能である。また共産党による満州政府樹立といった事態により、その地域が中国の他地域から切り離されることを防ぐこともできる。国共調停工作が失敗に終わり、蒋介石による武力統一路線の成功もおぼつかない中でウェデマイヤーは、あくまでも「中国領土の統一性を保護」するための措置として満州の国際

管理を提言したのである。

ただウェデマイヤーは、五大国による満州の保護管理に関しては、ソ連の反対により実施は困難と考えていた。そのため実際にウェデマイヤーが想定していたのは、国連総会の決定に基づく満州の信託統治である。⁽⁶⁾ 国務省ではマーシャルの指示により、その信託統治案に關する詳細な検討がなされた。一〇月、検討結果がバタワース (W. Walton Butterworth) 極東局長に送付される。その内容は、共産主義者や現地住民の抵抗が予想されることから、人員、物資両面において大規模なアメリカの関与が必要になるであろうというものであった。⁽⁷⁾ 当時国務省は、歐州を最重要地域とみなし、アジアでは日本を重視しつつあった。それら地域・国家にできるだけ多くの資源を振り向けるためにも、中国における多大な負担は避けたいというものが同省の考えであった。結局こうした事情などにより、ウェデマイヤーの満州国際管理案はトルーマン政権の受け入れるところとはならず、対中援助の必要性のみが認められることになる。一九四七年秋、国務省は中国援助計画の作成に着手し、翌年二月に援助法案が議会側に提案された。

国務省が対中援助の必要性を認めた背景には、野党共和党的議員を中心に広がりつつあった国府援助論があった。そのころ欧州援助計画に対する超党派の支持を必要としていた国務省は、中国援助法案の議会提案により、国府援助を求める声に一定の理解を示そうとしたのである。⁽⁸⁾

同法案起草の背景には、ソ連との対立が深まる中、中国における共産勢力の拡大をただ手を拱いて見て居るわけにはいかないとの事情もあった。というのも、それはソ連勢力の著しい拡大を意味すると見られたし、アジア諸国における共産勢力を勢いづかせることにもなりかねなかつたからである。またこうした事態を放置することは、非共産諸国のアメリカに対する信頼を損なうことになるとも懸念された。⁽⁹⁾

四八年二月に議会側に提案された中国援助計画の総額は五億七〇〇〇万ドルに上った。その資金は全て経済援助として使われることになっており、同計画に軍事援助は盛り込まれていなかった。その理由は、ひとたび軍事援助を支給するや、国府を軍事的に支える責任が生じ、ひいては莫大なコストをアメリカが負うことになるとの懸念が国務省内に強かつたためである。しかも国府の問題は軍需物資の不足というより、腐敗まみれの統治や拙劣な軍事指導にあると見られていた。加えて国務省には、政策企画室長ケナン（George F. Kennan）⁽¹⁰⁾が四七年六月のある覚書に、「共産主義者が中国全域を手中に收めることができるとは考えていない」と記すなど共産党に対する低い評価が存在した。それが軍事援助の支給を望まない国務省の立場を支える一要素になつたとも考えられる。

とはいへ、国務省が中国問題の軍事的側面を全く無視していわけではない。国務省は、国府が経済援助で浮いた資金をアメリカからの軍需品の調達に充てることは容認する方針であった。また四七年一一月にはマーシャルが在中陸軍顧問団に対して、戦略と作戦計画に関する助言を「非公式かつ秘密に」蔣介石に与えることを許可している⁽¹¹⁾。

一方、軍部は国務省と違い、国府に対する直接の軍事援助の支給を主張していた。この軍事援助をめぐる見解の相違は中国援助計画の議会提案によつても解消されず、立法府で法案審議が行われる中、行政府内で更なる検討が進められた。

三月末、対中援助に関する政策文書（NSC六）の作成を行つてゐた国家安全保障会議（NSC）スタッフから、その文書に関する中間報告書が同会議に提出された。その報告書は、対中援助に関する国務省と軍部（陸海空軍）の見解の共通点と相違点をまとめたものである。まず相違点としては従来どおり、国務省が軍事援助に反対したのに対し、軍部がその支給を主張した。注目されるのは共通点で、両者とも短期的に追求可能な最重要目標を「中国

における完全な共産支配の阻止」とし、国府の勝利を可能ならしめるような大規模援助を否定していることである。それは軍事援助の支給を主張していた軍部でさえ、中国の統一を断念していたことを意味する。実際のところ軍部は、限定的な軍事・経済援助によって、「万里の長城以南における国府の支配を強固にすること」を考えていたに過ぎないのである。⁽¹²⁾

國務省、軍部双方が国府に対する大規模援助に反対した理由はその莫大なコストにあった。またアメリカの大規模援助がソ連を刺激し、中国共産党への大規模支援に踏み切らせるかもしれないという恐れもあった。NSC六の作成をめぐる議論はこうして、國務省と軍部の見解の相違を浮き彫りにするとともに、中国の統一よりも中国全土の共産化を防ぐことに重点を置くべきとする点で、広い合意がトルーマン政権内に形成されていたことを示している。

軍事援助に関する問題は結局、議会によって決着がつけられることになる。四月に上下両院を通過した中国援助法（授権法）には三億三八〇〇万ドルの経済援助に加えて、実質的な軍事援助を意味する一億二五〇〇万ドルの贈与が規定された。法律上の規定が贈与となつたのは、國務省と同様に中国に対する軍事援助に否定的な上院側と、軍部と同じく軍事援助を求める下院側との間で妥協が図られたためである。こうして実質的には軍事援助が支給されることになったものの、贈与という規定により、アメリカがその用途に責任を負うという事態は避けられた。その点で、議会の決定は國務省の方針を概ね支持するものであつたと言えよう。⁽¹³⁾

こうして中国援助法に反映されたトルーマン政権の新たな対中政策は、国共内戦に対する直接的な軍事関与をできるだけ避けながらも、限定的な対国府援助を支給することにより、中国全土の共産化を防ぐというものになつた。実は、この政策との間に採用されることになる「二つの中国」政策との間には一つの共通点がある。それはどちら

も国共間の分断線の維持を図るものであったという点である。次章以降に見るよう、四八年の政策は失敗に終わり、その後しばらくアメリカ対中政策は目まぐるしく変化する。しかしそれが最終的に「二つの中国」政策へと落ち着いたことは、アメリカが再び国共間の分断線の維持を目指すようになったことを意味したのである。

第二章 中国大陸の共産化と台湾

中國援助法に基づく対国府援助が支給され始めたころ、国共内戦は新たな段階へと突入しようとしていた。すなわち、のちに内戦の帰趨を決したものとして評価されることになる三大戦役の一つ、遼瀋戦役が開始され、共産軍が四八年末までに満州全域を支配するに至ったのである。その後も共産軍の攻勢は止まるところを知らず、翌年一月に北平（北京）を無血開城させ、五月には華北全域を手中に収めた。こうした中国情勢の展開に、トルーマン政権は再び対中政策の練り直しを迫られる。再検討の結果、四九年三月三日、中国共産党のソ連圏からの引き離し、いわゆる毛沢東のチトー化により中国がソ連の影響下に入るのを防ぐという政策（NSC三四／二）が決定された。⁽¹⁴⁾ 同日、チトー化をもたらす一つの要因になるかもしれないとの期待から、中国との貿易を認めるという方針（NSC四二）が大統領承認を受ける。⁽¹⁵⁾ トルーマン政権は表向き、国府を中国政府として承認し続けたが、四九年春にはすでに中国大陆の共産化を視野に入れた政策を決定していたのである。

しかし、トルーマン政権内には中国大陆の共産化をやむなしとする一方で、台湾の陥落は阻止すべきとする意見が広く存在した。国務省の要請でその戦略的価値を研究した統合参謀本部（JCS）は、四八年一月の文書において、台湾の戦時基地としての重要性を強調し、合わせて日本に対する食糧・その他物資の供給地としての価値を指摘した。⁽¹⁶⁾ これを受けた国務省は、台湾と澎湖諸島の共産支配を防ぐことを目標とする文書をNSCに提出する。

四九年二月、その国務省案を基にした政策文書（NSC三七／一）が同会議で採択され、大統領承認を受けた。⁽¹⁷⁾

NSC三七／一には、大陸からの難民の流入を阻止し、台湾住民の政治参加を促進するとの規定がある。また将来における台湾の自治運動の利用を視野に、潜在的な台湾住民の指導者との接触を維持するとも記されていた。こうした規定の背景には、共産党のみならず国府の台湾支配をも否定しようとする国務省の思惑があつた。つまり国務省は、大陸からの国府関係者の流入を阻止し、台湾住民の自治を促進することにより、台湾を国共内戦から切り離そうとしたのである。台湾の最終的地位について国務省内に確たる構想があつたわけではないが、台湾を自決原則の下で独立させる可能性も考えられていた。⁽¹⁸⁾

このように国務省が国府の台湾支配を否定し、「一つの中国、一つの台湾」という状態をも作り出そうとした背景には、国府に対する大きな失望があつた。また台湾政情を安定させ、共産党の政治的浸透を防ぐという狙いもあつた。さらには、台湾を国共内戦から切り離し、台湾確保が国府支持と重ならないようには、毛沢東のチート化という目標から、共産党の反感を買うのをできるだけ避けたいトルーマン政権にとって望ましかつた。

しかし、台湾の独立運動は極めて弱く、自治を行いうるような指導者も組織もないことがその後の調査で判明する。⁽¹⁹⁾しかも大陸から台湾への国府関係者の流入は続き、その数は四九年秋までに一五〇万人に上つた。⁽²⁰⁾また台湾省主席・陳誠の下で蒋介石を迎えるための準備が着々と進められ、五月に戒厳令の施行が宣言されるなど、台湾住民に対する締め付けは強まるばかりであつた。⁽²¹⁾こうした状況に、国共内戦からの台湾切り離しが困難なことをマーシャルの後任として国務長官に就任していたアチソン（Dean G. Acheson）は認めざるを得なかつた。大陸に中華人民共和国が建国されてから一ヵ月後の四九年一月、アチソンは台北総領事マクドナルド（John J. MacDonald）に蒋介石への接触を指示し、経済援助の支給を条件に台湾統治の改善を求める。⁽²²⁾台北が臨時首都となり、国府機関

の台湾移転が一応の完成を見たのはそれから約一ヵ月後のことであった。

こうして台湾海峡を挟んで「二つの中国」が対峙することになる。そして台湾は大陸反攻のための要塞と化したのであった。しかし国務省は、その将来にほとんど期待を抱いていなかった。国府の劣悪な統治の下、台湾政情はますます共産党の政治的浸透に脆弱な状態になるであろうと予想されるとともに、中華人民共和国の建国で勢いに乗る共産軍の台湾侵攻も近いと見込まれた。そうした中、軍部や議会の一部からは海軍投入による台湾防衛を訴える声が上がった。しかし、五〇年一月五日、トルーマンはアチソンの進言に基づき軍事介入を否定する声明を発表する⁽²³⁾。その一週間後のアチソン演説では、台湾がアメリカの防衛線の外側に置かれた⁽²⁴⁾。その演説は、国連憲章の下で防衛線の外側において行動する可能性について認めていることから、台湾を全く見捨てたものではないとも読める。しかしアチソンはソ連の拒否権のため、その可能性はほとんどないと見ていた⁽²⁵⁾。このようにアチソンが台湾への軍事介入を嫌ったのは、毛沢東のチトー化のため、台湾問題で北京政府の反感を買うのをできるだけ避けたいと考えていたからである。その目標のためには、北京政府の台湾併合による「一つの中国」の誕生をも受け入れる心積もりであった⁽²⁶⁾。

こうしたアメリカ側の方針により台湾陥落も間近に思われた五〇年六月、朝鮮戦争が勃発する。戦火の拡大を望まないトルーマン政権は直ちに第七艦隊の台湾海峡派遣を決定した。それにより北京政府の台湾併合は妨げられる。また風前の灯と思われた国府もその命脈を保つことができた。

しかし、第七艦隊派遣の目的はあくまでも台湾防衛にあり、国府の救済は単にその付隨的効果であつたに過ぎない。しかもそれは朝鮮戦争に応じた一時的な措置として取られたものであつて、戦争終結後には撤収することが予定されていた⁽²⁷⁾。つまり、第七艦隊派遣はしばしば中台分離を決定的なものにしたと評価されるが、戦後の台湾の安

全保障に関して明確な指針はなく、ましてや国府支持により「二つの中国」の併存状況を維持しようという積極的な意思がトルーマン政権にあったわけでもない。後者の点に関しては、第七艦隊派遣の決定を伝える六月二七日のトルーマン声明にも明らかである。その声明において第七艦隊の任務は、大陸からの台湾攻撃と共に台湾からの大陸攻撃をも阻止することと説明され、国共内戦に対するアメリカの中立的立場が示されている。また同声明では、「台湾の国際的地位の決定は、太平洋の安全の回復か、対日講和条約の締結、あるいは国連での審議を待たなければならぬ」と台湾地位未定論が唱えられた。⁽²⁹⁾それによりトルーマンは、第七艦隊派遣が中国への内政干渉に当たるとの批判をかわそうとしたのである。しかしそのアメリカの正当化の論理は逆に、国府の台湾支配の正当性を揺るがしかねないものであった。なぜなら、台湾の地位が未定とされたならば、中国政府としての立場を取る国府の台湾統治の根拠が薄弱となってしまうからである。そこで国府はトルーマン声明の翌日、台湾に対する中国の主権を確認する声明を発表した。⁽³⁰⁾

アメリカが国府との関係を密にするのは、五〇年秋、朝鮮半島において中共軍と直接戦火を交えてからである。それ以降、大量の軍事・経済援助が国府に対して支給されるようになり、五一年四月には軍事顧問団が台湾に派遣される。国連では、中国代表権問題に関する審議を保留するとの決議案、いわゆる「棚上げ」案を可決させ、中国代表としての国府の議席の確保が図られた。⁽³¹⁾

一方、北京政府に対しては、五〇年一二月、貿易を全面的に禁止する措置が取られる。またトルーマン政権内では中共参戦に伴うアジア情勢の変化を踏まえた政策の作成も行われた。その結果、五一年五月、北京政府の転覆を中ソ離間策の一つの手段に加えた政策（NSC四八／五）が決定される。トルーマン政権がそれにより北京政府との全面戦争を決意したわけではないが、約七〇万人に及ぶと見られた大陸内部の反中共勢力に支援を行うことによ

り、中共支配の中国とは異なる新たな独立中国の発展を助けることが決められた。⁽³²⁾

」のようにトルーマン政権が中共打倒を考慮し始め、国府支持の姿勢を明確にする中、中台統合を目指すべきとする見解が強くなっていく。NSC四八／五の付属文書には、「中国と台湾とともに支配する非共産主義政府の出現」が望ましいと記された。⁽³³⁾ しかしその一方でトルーマン政権は、第七艦隊の任務を継続するなど、国府の大陸攻撃を許さない姿勢を変えようとはしなかった。その背景には、大陸の反中共勢力であっても独裁的な蔣政権の復帰を望んでいるわけではないという国務省の認識があつた。⁽³⁴⁾ しかも国府の軍事力は大陸攻撃どころか台湾防衛すらおぼつかない状態にあるというのがJCSの評価であつた。⁽³⁵⁾ そのため優先されるべきは国府軍の防衛力強化と台湾政治の改革だったのである。

こうしたトルーマン政権の慎重な姿勢を一部引き継ぎながらも、その対中政策をさらに攻撃性の強いものにしたのがアイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）政権であった。五三年一一月策定の中共政策（NSC一六六／一）では、「中共政権の変質、あるいはそれを最終的にアメリカに敵対的でない政権に交代させること」はアメリカの利益に適うとされ、北京政府の転覆も視野に、政策を遂行することが決められた。当面の目標は戦争以外の手段で中共の相対的勢力を弱めることと規定され、具体的には国府を中国政府として支持し続けること、中共とソ連の間の関係を悪化させること、そして対中共禁輸を継続させることなどが決定された。それら政策手段のうち、注目されるのは国府軍の中国大陆に対する攻撃力の増強を図り、その限定的な攻撃を奨励することである。⁽³⁶⁾ 限定的とはいえ、国共間の分断線を曖昧にするその決定は、「二つの中国」の併存状況の固定化を望まないアイゼンハワー政権の姿勢を明確にするものであった。

アイゼンハワー政権は中共政策と同時期に作成された国府・台湾政策（NSC一四六／一）において、国府以外

の反中共勢力との接触を維持し、その活発な抵抗運動を奨励することを取り決めた。この決定はトルーマン政権同様、アイゼンハワー政権も大陸内部の反中共勢力に関心を持っていたことを示すものである。しかし、トルーマン政権によるそれら勢力に対する支援は何ら有益な結果を生まず、國府強化策と矛盾するとして台北を苛立たせるだけであった。そこでアイゼンハワー政権は、國府以外の反中共勢力との接触の際には目立たない形を取ること、そして支援を約束してはならないことを合わせて取り決めた。この決定により北京政府に対抗する中心勢力としての國府の地位が明確になったのである。⁽³⁷⁾

こうしてアイゼンハワー政権の対中政策は、國府の大陸奪還による「一つの中国」の実現を長期目標に据えるものとなつた。政権内でそうした路線を強く主張し、政策に加えるよう求めたのは軍部である。また軍部以外にも、國府の熱心な支持者で、アメリカの長期的な目標は「中國の解放」であると主張するランキン（Karl L. Rankin）駐華大使のような人物がいた。⁽³⁸⁾

ただ長期目標としてであれ、実際に中共打倒を目指すべきと考える者は、政権内にはほとんどいなかつたと言つてよいであろう。軍部の主張を政策に加えることに同意を与えたアイゼンハワーでさえ、北京政府の変質、すなわちその存続を前提に中ソ離間を目指すべきとの考えであった。⁽³⁹⁾

國務長官ダレスも大統領と同様、チトー化路線の支持者であった。しかし、彼は北京政府に対する強硬路線に必ずしも反対ではなかつた。というのも、北京とモスクワの関係を悪化させるには、北京政府に圧力をかけ、ソ連に対する依存度を高めることが必要と考えたからである。ダレスは、ソ連が北京政府の要求を満足させることは到底できず、いずれ両者は反目するようになると見ていた。⁽⁴⁰⁾

ダレスがこうした考え方を持ち、中共打倒という軍部の主張が長期目標にとどまつたことから、アイゼンハワー政

権が対中政策の策定に取り組んだ一九五三年、政権内に深刻な意見の対立が生じることはなかった。しかし、チート化路線と中共打倒路線の間には北京政府の存続を認めるかどうかという点で本質的な相違があり、どちらの路線をも含む対中政策は大きな矛盾を抱えていたと言える。その矛盾の解消にアイゼンハワー政権は遅かれ早かれ努力めなければならなかつたであろう。実際、政権二年目にアジアで起きた二つの危機、すなわちインドシナ危機と台湾海峡危機が、その矛盾の早期解消をアイゼンハワー政権に強いることになるのである。

第三章 台湾海峡危機と「二一つの中国」政策

アイゼンハワー政権がまず直面したのはインドシナ危機である。インドシナでは一九四六年以來、帝国領土の復活を目指すフランスとホー・チ・ミン率いるヴェトミンとの間で激しい戦いが繰り広げられていた。このインドシナ戦争を共産主義勢力との戦いの一環として捉えるアメリカは、朝鮮戦争の勃発を機にフランスへの援助を本格的に開始する。その結果、アメリカの関与は五二年の時点でフランス戦費の四割を、五四年には八割を供給するまでに拡大していった⁽⁴¹⁾。インドシナ戦争はこうして、アメリカの威信を賭けた戦いへと転じていったのである。

フランスがアメリカの援助を受けていたのに対して、ヴェトミンは中共の後ろ盾を得ていた。大量の軍事援助が中共から支給され、一九五〇年八月には軍事顧問団がベトナムに派遣される。中共領内では人民解放軍による軍事訓練も行われた。五三年七月の朝鮮戦争休戦後、中共のヴェトミン援助はさらに増大する⁽⁴²⁾。こうして中共もインドシナへの関与を深める中、フランスとヴェトミンの戦争はアメリカと中共の代理戦争の様相を呈するようになつていつたのである。

戦局は当初、フランス有利に進んでいた。しかし、朝鮮戦争が勃発したころからヴェトミン軍が攻勢に転じ、フ

ランス軍は敗退を重ねることになる。アイゼンハワー政権発足から約一年後の五四年三月にはプレヴァン国防相が記者に、「満足のいく軍事的解決の見込みはない」⁽⁴³⁾と述べるほど、戦況はフランスにとって厳しいものになっていた。そうした状況に危機感募るアイゼンハワー政権内では、軍事介入の是非も議論されたが反対論強く、統一行動を呼びかけたイギリスの賛成も得られない。結局、アメリカ軍の介入がないまま、フランス軍は五四年春のディエン・ビエン・フーの戦いで大敗を喫し、フランスが継戦意欲を失う中で結ばれたジュネーブ協定ではベトナムの分割が決められた。こうしたインドシナ情勢をめぐる展開にアメリカの威信は大きく傷つけられる。逆に威信を高めたのは、ヴェトミンの戦いを支え、しかもジュネーブ協定の成立に大いに寄与した中共であった。

こうした結果に敗北感漂うワシントンでは、インドシナ停戦後的新たなアジア情勢を踏まえた政策の立案が進められた。八月初め、NSC五四二九と番号の付された文書がNSCに提出される。同会議の企画委員会によって作成されたその文書には、A案からD案まで中共政策に関する四つの選択肢が記されていた。最も融和的な内容のA案には国府の大陸攻撃に対する支援の取り止め、中共の国連加盟の黙認、中共承認の考慮、禁輸措置の緩和といった項目が並んでいる。対して最も強硬なD案は、中国大陸への攻撃も厭わない姿勢を明確にし、北京政府に開戦理由を与えるほどの積極策を講じるという内容になっていた。⁽⁴⁴⁾

この文書は八月半ばのNSCで検討される予定になっていた。JCSはその会議を前に、同文書に関する見解をまとめた覚書を国防長官に提出する。それによると、JCS多数派はC案を採用すべきとの立場であった。C案はD案ほどではなかったが、「戦争の危険を冒してもアジアにおける中共勢力を弱める」となっており、戦争以外の手段で中共の相対的勢力を弱めるとされていた既存の政策(NSC一六六/一)よりも強硬な内容となっていた。

JCSの中でただ一人、異なる立場を取つたりッジウェー(Matthew B. Ridgway)陸軍参謀総長は、まず世界的な

視野から対外政策の基本方針を定め、それから具体的な中共政策を決定すべきと主張した。彼はその基本方針がどうあるべきか言及を避けながらも、それに盛り込むべき主要な目的の一つがソ連圏からの中共引き離しであることは明らかであると国防長官宛の覚書の中で述べている。⁽⁴⁵⁾

八月半ばのNSCでは、このリッジウェーの考えにラドフォード (Arthur W. Radford) JCS議長がかみついた。中共とソ連の関係は宗教的なものである、そのような関係を壊すのは難しいであろう、現に離間策はこれまでほとんど何の成果も上げていない。ラドフォードはこう述べた後、結局のところアメリカには非共産主義国家である親米中国を目指すか、北京政府との和解という道しかなく、どちらを探るのかはつきりさせるべきと主張した。ラドフォードは後者の道を志向するA案を除き、C案もD案も、そして既存の政策を列記したB案も前者の道へと通じると見ていた。なぜなら北京政府に敵対姿勢を取る限りアメリカは、アジアに積極的に介入せざるを得ず、北京政府との戦争を避けることはできないだろうからである。インドシナ危機後の強い焦燥感からか、アイゼンハワーはラドフォードの見解に「完全な同意」を与えた。そして「何らかの大変動」なしに中共とソ連の離反はありえない、と中ソ離間に關するかつての見解を自ら否定する考えを示したのである。⁽⁴⁶⁾

こうした議論に対してもダレスは、二五年も経てば共産主義の宗教的な熱意も冷め、中共とソ連の関係は分裂に向かうであろうと反論した。問題はそれが起きたかどうかではなく、アメリカが二五年も待てるかどうかである。ニクソン (Richard M. Nixon) 副大統領も選択肢は戦争か宥和かに限られるものではないとして反論を試みた。彼は北京政府との和解を否定しながらもそれとの共存を図る「第三の道」があり得ると指摘し、中ソ離間策についてのダレスの考えに同意を示した。⁽⁴⁷⁾

こうした議論は結局のところ、中共打倒かチトー化かという、中共政策の路線をめぐる対立であったと見ること

ができる。五三年の時点で何とか両立可能であったそれら二つの路線は、インドシナ危機を通して軍部がその強硬姿勢を一段と強めたことから、遂に正面衝突するに至ったのである。ただ、その議論においてダレスはチトー化路線を主張しながらもその採用を求めず、更なる検討を行うための時間的猶予を求めた。NSCはこのダレスの要請を受け入れる。それにより中共政策の決定は先送りとなつた。⁽⁴⁸⁾

それから一ヶ月も経たない九月三日、次なる危機が発生する。台湾海峡危機である。翌年春まで続くその危機は、国府保有の沿岸諸島の一つである金門島への、中共による砲撃から始まつた。この危機への対応策としてJCSは、リッジウェーを除き、金門島防衛のための海空軍の投入を主張した。彼らは大陸に対する攻撃、そして場合によつては核兵器の使用も必要との見解であつた。JCSの中でまたもや孤立する形となつたリッジウェーは、金門島防衛と台湾防衛の間に実質的な関係はなく、北京政府との戦争の危険を冒してまで守る価値はないとして多数派の見解に反対した。⁽⁴⁹⁾

このようにJCSが二つに割れる中、ダレスの主張は当初、強硬論を唱える多数派のものに近かつた。九月四日、訪問中のマニラからワシントンに宛てた電報において、金門島防衛が可能であるならば、たとえ同島が台湾防衛に關係なくとも、そして大陸攻撃が必要になろうとも金門島保持のための支援を与えるべきであると述べている。彼はその理由を、金門島の喪失が大きな心理的影響をもたらし、更なる共産主義者の攻撃を招くことになるためと説明した。⁽⁵⁰⁾しかし、ダレスはそれから一週間の間に主張を大きく改める。そして九月一二一日付のある覚書ではリッジウェー同様、軍の投入に否定的な見解を示した。⁽⁵¹⁾

ダレスがこのように主張を大きく変えた理由は判然としない。ただ、ダレスはともにマニラを訪問していたマンスフィールド(Michael J. Mansfield, モンタナ州、民主党)上院議員から、大陸攻撃に反対する意見を聞いており、

それが彼の判断に一定の影響を及ぼしたであろうことは考えられる。⁽⁵²⁾ アジア通として知られる議員の否定的な見解

は、沿岸諸島防衛に対する議会の広い支持を獲得するのが困難であることを予期させるものであった。またダレスの主張により大きな、そしておそらく決定的な影響を与えたのは、金門島防衛に対する大統領の慎重な姿勢であつたであろう。九月六日、アイゼンハワーは国務長官の留守を預かるスミス (Walter Bedell Smith) に対して、金門島保持についてかなり高い成功の見込みがないのであれば、国府軍支援に乗り出すことは「大きな間違い」になるであろうという考え方を伝えた。しかも彼はそう述べたあと、金門島保持の可能性について疑問を呈している。⁽⁵³⁾ こうした見解をスミスから伝え聞いたダレスは、インドシナ危機直後に見られた大統領の軍部よりの姿勢に変化が生じたのを感じたのではないだろうか。現にアイゼンハワーは、北京政府との戦争の可能性に直面する中、強硬論の危険性を痛感したのであろう、それに否定的な姿勢を取るようになる。

このようにアイゼンハワーとダレスの中共政策についての考えには大きな搖れが見られたものの、最終的には両人ともJCS多数派の強硬論を否定することに至る。そしてアイゼンハワーの支持を得たダレス主導の下、台湾海峡危機への対応が進められることになった。その際、ダレスが満たさなければならない要件は少なくとも二つあった。

一つは、北京政府との戦争を回避すること、もう一つは国府の利益にある程度の配慮を示すということである。どちらの要件も満たすには、中共打倒という目標を破棄し、現状維持による台海海峡の安定を図るしか道はなかつたと言えよう。こうして、中共打倒かチトー化かという中共政策をめぐる路線対立には事実上の決着が付けられると共に、「二つの中国」の併存状況の固定化が目指されることになるのである。

危機収束に向けてアイゼンハワー政権はまず、国連介入の下で沿岸諸島の現状維持を図る方針を決定する。それは、沿岸諸島からの国府軍撤退という選択肢と米軍投入という選択肢、どちらも避けることを可能にするためダレ

スが考え出したものであった。具体的には、国共双方に沿岸諸島をめぐる戦闘を停止するよう勧告する決議案を国連安保理に提出することが計画されていた。もちろん、ソ連の拒否権によりその成立は困難と見られたが、戦闘停止を望む国際世論を示すことさえできれば、北京政府の行動をかなりの程度制約することができると思われた。⁽⁵⁴⁾

ただ問題は、停戦案に対する国府の反対が予想されたことである。ダレスは国府が望んでいるのは停戦ではなく紛争の拡大であると見ていた。というのも、国府にとって大陸奪還の唯一の望みは、アメリカを巻き込んだ北京政府との大戦争にあったからである。そのような戦争の可能性を減少させてしまった国連停戦案を国府が喜ぶはずはなかつた。⁽⁵⁵⁾またランキン駐華大使からは、停戦案が国府の士気や台北との関係に深刻なダメージを与える、アメリカによる「自由中国」の裏切りもあり得るという考え方まで抱かせることになろうという見解が寄せられた。彼はそうした懸念から、かねて国府側より申し出のあつた相互安全保障条約の締結を勧告する。それにより、国連停戦案が「自由中国」防衛に対するアメリカの決意を弱めるものではないということを示すべきというのがランキンの考えであつた。⁽⁵⁶⁾

五三年の発足当初から安全保障条約締結の要請を国府側から受けっていたアイゼンハワー政権は、それに対して常に否定的な姿勢を取つていた。その理由は、条約の適用範囲を画定したり、国府の行動に制約を加えたりすることに困難があつたためである。国府の大陸奪還による「一つの中国」を目標に掲げている以上、条約の適用範囲を台湾や澎湖諸島に限定することや、国府の大陸攻撃を禁止することはできない。かといって、北京政府との戦争に巻き込まれかねない条約を結ぶこともできない。これら二つの要請を同時に満たすことはできず、アメリカの台湾防衛に対する関与は一方的なものにとどめられてきたのである。それにより、北京政府への承認の切り替えなど対中政策の大幅な変更の余地が残され、国府にとつては不安な日々が続いた。特に、アメリカの台湾防衛の契機となつ

た朝鮮戦争の休戦はその不安を高めるものであった。そのため国府はアイゼンハワー政権に執拗に安全保障条約の締結を求め、アメリカの台湾防衛に対するコミットメントを確實にすると共に、国府の中国政府としての地位を確固たるものにしようとしたのである。⁽⁵⁷⁾

アメリカの対中共強硬路線が国府との安全保障条約締結を阻むという問題は、台湾海峡危機最中にアイゼンハワー政権が現状維持路線へと政策の舵を切ることにより解消される。また同条約はアメリカにとって、国連停戦案に対する支持を国府から引き出すための有効な取引材料になり得るものであった。そこでダレスは、ランキンの勧告を受け入れ、安全保障条約の締結を目指すことを決意する。一〇月半ば、停戦案とともに条約締結の意思がロバートソン（Walter S. Robertson）国務次官補より国府側に伝えられた。当初、国府側は停戦案に対して予想通りの強い反発を示したもの、最終的には、米華条約と引き替えであれば停戦案に反対しないであろうと思われる程度にまで態度を軟化させる。⁽⁵⁸⁾ この会談結果を受けてダレスは条約案の検討を本格化させた。

一〇月二八日、NSCで条約案の骨子がダレスから報告された。それによると、条約の適用範囲は台湾と澎湖諸島とされ、それらを拠点に国府が北京政府に攻撃的行動を取る場合にはアメリカの同意を必要とするということになっていた。⁽⁵⁹⁾ この報告は、米華条約に台湾防衛と国府の大陸攻撃抑止という二重の機能を持たせることで「二つの中国」の併存状況を固定化し、台湾海峡の安定を図るという路線を提示したものである。こうしたダレスの方針は、事前の協議で既にアイゼンハワーの同意を得ていた。また多數党院内総務であるノーランド（William F. Knowland、カリフォルニア州、共和党）上院議員も了承済みであった。⁽⁶⁰⁾

その後行われた米華条約をめぐる両政府間の交渉は一月末にまとまり、翌月二日に調印式が行われた。それに至る過程は、ダレスがある覚書で述べているように「困難な交渉」⁽⁶¹⁾の連続であった。というのも、沿岸諸島の扱い

や大陸攻撃についての規定など、難問が目白押しだったからである。沿岸諸島の問題については、それを条約の適用範囲に含めることを望む国府側と、北京政府との戦争に巻き込まれかねないとして明示的なコミットメントを避けようとするアメリカ側とで意見が対立した。結局、沿岸諸島が条約に明記されることではなく、「相互の合意によつて決定されるその他の領域」という文言で決着がつけられた。また大陸攻撃の問題は、中国政府としての国府の立場を揺るがしかねないものであったことから、条約本文ではなく交換公文によって処理された。形式こそ簡便なものとなつたが、国府はそれにより大陸攻撃の際にはアメリカの同意を求めなければならないことになったのである。⁽⁶²⁾

こうした交渉を通して出来上がつた米華相互防衛条約は、台湾海峡の安定というアメリカ側の狙いに沿つたものとなつた。ダレスはその成果に満足する旨、大統領宛の覚書の中で述べている。⁽⁶³⁾米華条約が出来上がつたことにより、インドシナ危機直後から行われていた中共政策の見直し作業にも一段と弾みがついた。その結果、一二月二一日に新たな中共政策（NSC五四二九／五）が決定される。それにより中共政権打倒という目標は正式に取り下げられ、国府の限定的な大陸攻撃を奨励してきた既存の政策も破棄された。⁽⁶⁴⁾翌年一月一五日、新たな中共政策に合わせる形で台灣・国府政策（NSC五五〇三）が決定される。⁽⁶⁵⁾また一月九日には米華条約が無事、上院で承認された。これら一連の措置により、「二つの中国」政策が完成を見る。北京政府の強硬姿勢にも軟化の兆しが表れ、台湾海峡危機が収束に向かうのはそれから約一ヶ月後のことであった。

結論

国共対立に対するアメリカの介入は、対日戦末期のルーズベルト政権のときに始まる。対日戦における中国の交戦能力の向上を図るため、同政権はハーレー駐華大使の下、国共調停工作に乗り出したのであった。その努力は、

中国情勢の混乱に乘じたソ連の介入などを恐れるトルーマン政権によつても引き継がれる。トルーマン政権は四五年末、マーシャルを中国へと派遣し、国共連合政権の樹立を目指した。しかしそれが完全な失敗に終わり、統一中国の実現が遠のくと、トルーマン政権は対中政策の重点を中国全土の共産化阻止へと移行させていく。その政策転換を決定付けたのが四八年中國援助法であった。同法は、国共内戦に対する直接的な軍事関与を否定しながらも、國府に対する限定的な援助を規定したものである。その援助の目的は國府の勝利ではなくその存続にあった。つまりトルーマン政権は、國府支援により大陸における国共間の分断線を維持し、中国全土の共産化を防ごうとしたのである。

四八年後半、中国援助法に基づく対國府援助が支給され始める。しかし國府軍は共産軍の攻勢に押されるばかりであった。そうした中、トルーマン政権は中國大陸の共産化を避けられないものと見るようになつていつたが、せめて台湾の陥落だけは阻止したいと考えた。そこで採られた方策は、台湾を国共内戦から切り離すというものであつた。トルーマン政権は、共産党のみならず國府の台湾支配をも否定し、現地住民による自治の発展を目指した。そして台湾を独立させ、「一つの中国、一つの台湾」という状態を作り出すことも可能性の一つとして考えていたのである。しかし、この方策は台湾の独立勢力が極めて弱体であったことなどから失敗に終わる。結局、國府が台湾へと移転し、「二つの中国」が台湾海峡を挟んで対峙することになった。

それからしばらくの間、アメリカの対中政策は目まぐるしく変化する。國府の台湾統治にほとんど期待を抱いていなかつたトルーマン政権は、五〇年初頭、台湾をアメリカの防衛線の外側に置く声明を発表するなど、北京政府の台湾併合による「一つの中国」の誕生を半ば認める姿勢を示した。しかし、それから約半年後の朝鮮戦争の勃発を機に第七艦隊を台湾海峡に派遣する。それにより北京政府の台湾併合は妨げられたものの、当初トルーマン政権

にとつてその措置は、戦火の拡大を防ぐための一時的なものに過ぎなかつた。その後、朝鮮半島で中共軍と直接戦火を交えるとワシントンの対中共姿勢は一気に硬化し、中共打倒による中台統合を目指すべきとする見解がトルーマン政権内で強くなつていく。そうした見解は五三年発足のアイゼンハワー政権によつても引き継がれ、國府の大陸奪還による「一つの中国」の実現が長期目標の一つに掲げられた。

しかし、五四年九月発生の台湾海峡危機の最中にその目標は破棄される。北京政府との戦争の可能性に直面することで、中共打倒をも視野に入れる強硬策の危険性が強く認識されるに至つたからである。そこでアイゼンハワー政権は、ダレス主導の下、台湾海峡の安定を図る路線へと政策を転換させていく。その転換を決定付けたのが、五四年一二月締結の米華相互防衛条約であった。その条約により朝鮮戦争以来の台湾防衛に対するアメリカの関与は正式なものへと引き上げられ、國府との関係も強化される。しかしその一方で、大陸攻撃の際にはアメリカの同意を求めるべにならぬという制約が國府側に課せられた。これらの措置により、北京政府の台湾侵攻を抑止し、國府の大陸反攻を防止する体制が作られる。そこに込められたアメリカ側の狙いは、台湾海峡を挟んで「二つの中国」が併存する状況を固定化することにあつた。その後、中共打倒という目標が正式に取り下げられるなど、米華条約に合わせる形で対中政策方針の転換が進む。その結果、「二つの中国」政策が完成を見るのである。

「二つの中国」の併存状況を固定化するという方針は、国共間の分断線の維持を図るものに他ならない。つまりアメリカは五〇年代半ば、四八年中國援助法に反映された路線を再び採用することにより、台湾海峡の安定を図ろうとしたのである。ただそのときは違ひ、アメリカは米華条約の下、国共内戦に対する直接的な軍事関与にまで踏み切る。それにより、台湾海峡における国共間の分断線の維持が確かなものになつたのである。

外交史家・石井修は「冷戦の『五五年体制』」と題した論文の中で、五〇年代半ばに「分断による安定」という、

冷戦の特徴の一つが明確に見られるようになったと主張する⁽⁶⁶⁾。東西ドイツをはじめとする東西ヨーロッパの分断が固定化したあと、米英ソがともに相手側の縛張りを犯さない現状維持の政策に転じ、それを基本政策とするようになったためである。石井の主張は主に米ソ対立とその主戦場であったヨーロッパ情勢の観察に基づくものである。

しかしアメリカはソ連との関係で現状維持策を採用したのと同時期に、アジア最大の脅威であった中共に対しても現状維持の方針に転じていた。というのも、「二つの中国」の併存状況の固定化という、アメリカが五〇年代半ばに採用した政策は、北京政府の存続を認め、台湾海峡の現状維持を図るものに他ならなかったからである。ちょうど同じ頃、北京政府もその反米姿勢を軟化させたことから、五五年八月には米中大使級会談が開催される⁽⁶⁷⁾。こうして台湾海峡に「分断による安定」と呼ばれる状況が生まれるとともに、石井が同論文において「外交の復活」と呼ぶ現象が米中間にも見られるようになつたのである。

もちろん五八年に再び台湾海峡で軍事危機が発生したことを忘れてはならない。それは、米華条約において沿岸諸島に対するアメリカの関与が曖昧なまま残されたことから起きた危機であった。その危機を受けてアメリカは沿岸諸島防衛への意思を明確にする⁽⁶⁸⁾。その一方で北京政府とは、五七年末から一時中断となつていていた大使級会談を開させ、即時停戦を訴えた。また危機直後のダレス・蔣共同声明では蒋介石に、武力による大陸反攻をしないと表明させる⁽⁶⁹⁾。「二つの中国」政策に基づくこれら一連の措置によりアメリカは、台湾海峡の分断状況をさらに確固たるものとし、同海峡の安定を促進しようとしたのである。これ以降、台湾海峡に深刻な軍事危機が生じることなく、大使級会談が米中和解期まで続いたことは、「二つの中国」政策が台湾海峡の「分断による安定」と米中間の「外交の復活」に寄与した結果と見ることができよう。

もちろん、「二つの中国」政策に全く問題がなかつたわけではない。一つの問題として、その政策が中國内戦を解

決するものではなく、むしろ長引かせるものであったということを指摘することができる。そもそも「一つの中国」政策はその形成過程から明らかのように、中国内戦の解決、すなわち「一つの中国」の実現を断念した結果、生まれたものであった。しかもその内容が、四八年の路線と同様、国共間の分断線の維持を図るというものであったことから、中国内戦を長引かせることになってしまったのである。その分断線が引かれた台湾海峡は当然、不斷の緊張下に置かれることになる。台湾海峡の安定とはそうした状況の中での安定に過ぎなかつたと否定的に捉える見解もあるかもしない。

しかし、台湾海峡が大きな武力紛争を免れたことは確かである。その点、戦火にまみれた朝鮮半島やベトナムとは大きく異なる。そうした相違をもたらした重要な一要素として、アメリカの「一つの中国」政策は高く評価すべきものなのであらう。

- (1) 若林正丈『台湾の政治——中華民国台灣化の戦後史』(東京大学出版会、1100八年)六四頁。
 - (2) Robert Accienni, *Crisis and Commitment: United States Policy toward Taiwan, 1950-1955* (Chapel Hill, NC, 1996).
 - (3) 四四年夏にはディキシー・ミッション(Dixie Mission)の名で知られる軍事視察団が延安に派遣された。アメリカは国共間の調停に乗り出す一方で、協力の可能性を探すべく共产党との本格的な接触を開始したのである。
 - (4) Department of State, *United States Relations with China: With Special Reference to the Period 1944-1949* (以下、*China White Paper* と記す) (Washington, D.C., 1949), p.181.
 - (5) ド・ヒルマイヤー報告書の中国に関する部分は、*China White Paper*, pp.764-814 に収録われてこ。⁸⁰
 - (6) Department of State, *Foreign Relations of the United States* (以下、FRUS と略) 1947, Vol.7 (Washington, D.C., 1972), p.770.
- (7) *Ibid.*, pp.320-324.

戦後アメリカ対中政策の起源

- (∞) 譲ぐ原因を強調する研究として述べた、タム・ショウ／太田一郎訳『アメリカの失敗』(毎日新聞社、一九六七年)。
- (σ) リチャード・ジョン・ヒーフィー John H. Feaver, "The China Aid Bill of 1948: Limited Assistance as a Cold War Strategy," *Diplomatic History* 5, Spring 1981; 指摘「米国外交による中国大国民党の挫折——一九四八年对外援助法と中蘇」『阪大法学』五六卷三号 (一九〇六年九月)。
- (10) Memorandum from Kennan to Lovett, June 23, 1947, Folder: China, 1947-1948, Box: 13, Country and Area Files, Records of the Policy Planning Staff, 1947-1953, Department of State, Record Group59, National Archives and Records Administration, College Park, MD.
- (11) *China White Paper*, p.324.
- (12) *FRUS: 1948*, Vol.8 (Washington, D.C., 1973), pp.44-50.
- (13) 抽籤「米国外交による中国大国民党の挫折」(一九〇六年九月)。
- (14) *FRUS: 1949*, Vol.9 (Washington, D.C., 1974), pp.491-495, p.499.
- (15) *Ibid.*, pp.826-834.
- (16) *Ibid.*, pp.261-262.
- (17) *Ibid.*, pp.270-275, pp.281-282.
- (18) リチャード・ジョン・ヒーフィー『台湾政策』(一九四八年六月) June M. Grasso, *Truman's Two-China Policy, 1948-1950* (Armonk, NY, 1987); David M. Finkelstein, *Washington's Taiwan Dilemma, 1949-1950: From Abandonment to Salvation* (Fairfax, VA, 1993); 湯浅成大「冷戦初期アメリカの中国政策に及ぼす台湾」『国際政治理論』一一八号 (一九九八年五月) を参照。
- (19) リチャード・ジョン・ヒーフィー『台湾政策』(一九四八年六月) (Livingston T. Merchant) 参照。中止に行われた。この調査は露^トリサ・グラッソ、*Truman's Two-China Policy*, chap.3 ～ Finkelstein, *Washington's Taiwan Dilemma*, chap.5 が詳しく述べる。
- (20) Accinelli, *Crisis and Commitment*, p.4.
- (21) 露^トリサ・グラッソ『台湾の政策』(一九四八年六月)
- (22) *FRUS: 1949*, Vol.9, pp.406-407; Finkelstein, *Washington's Taiwan Dilemma*, pp.190-191.
- (23) Department of State, *American Foreign Policy, 1950-1955, Basic Documents*, Vol.II (Washington, D.C., 1957),

pp.2448-2449.

- (24) 大嶽秀夫編・解説『戦後日本防衛問題資料集』第一巻「非軍事化から再軍備へ」(111書房、一九九一年) 111H-111
四五頁。
- (25) 小此木政夫『朝鮮戦争—米国の介入過程』(中央公論社、一九八六年) 五九頁。
- (26) 台湾問題やチュー化に関するアチソンの考え方について、Warren I. Cohen, "Acheson, His Advisers, and China, 1949-1950," in Dorothy Borg and Waldo Heinrichs, eds., *Uncertain Years: Chinese-American Relations, 1947-1950* (New York, 1980); Nancy Bernkopf Tucker, "China's Place in the Cold War: The Acheson Plan," in Douglas Brinkley, ed., *Dean Acheson and Making of U.S. Foreign Policy* (New York, 1993) を参照。
- (27) リチャード・アッセンリ, *Crisis and Commitment*, chap.2 を参照。
- (28) また本稿の「11の中国」政策とは意味合が異なるので、第七艦隊派遣を「11の中国」政策の始まりとする研究 もある (Wang Jisi, "The Origins of America's 'Two China' Policy," in Harry Harding and Yuan Ming, eds., *Sino-American Relations 1945-1955: A Joint Reassessment of a Critical Decade*, Washington, DE, 1989)。
- (29) *American Foreign Policy, 1950-1955, Basic Documents*, Vol.II, pp.2539-2540.
- (30) 顧維鈞『顧維鈞回憶錄』第八分冊(中華書局、一九八九年) 11頁、『中華日報』一九五〇年六月一九日。
- (31) 中共参戦後の米華関係の変化、Richard Accinelli, *Crisis and Commitment*, chap.3 を参照。
- (32) *FRUS: 1951*, Vol.6 (Washington, D.C., 1977), pp.33-63; *Ibid.*, Vol.7 (Washington, D.C., 1983), p.1600.
- (33) *Ibid.*, Vol.6, p.57.
- (34) *Ibid.*, Vol.7, pp.1574-1578.
- (35) *Ibid.*, p.1602, p.1605; *Ibid.*, Vol.6, p.56. しかしアメリカは、国府の大陸におけるゲリラ活動に対しても支援を与えていた。ただし、第七艦隊の活動範囲は含まれていなかつた金門島など沿岸諸島からは、国府による大陸攻撃も行われていた (Accinelli, *Crisis and Commitment*, pp.64-67; *New York Times*, December 7, 1952)。
- (36) *FRUS: 1952-1954*, Vol.14 (Washington, D.C., 1985), pp.278-282.
- (37) *Ibid.*, pp.309-310; Accinelli, *Crisis and Commitment*, p.134.

戦後アメリカ対中政策の起源

- (38) *FRUS: 1952-1954*, Vol.14, p.199.
- (39) Gordon H. Chang, *Friends and Enemies: The United States, China, and the Soviet Union, 1948-1972* (Stanford, CA, 1990), p.82.
- (40) *Ibid.*, pp.83-88.
- (41) 赤木宗穂『「ダム・ナム戦争の起源——マイゼンハワー政権と第一次印シナ戦争』(慶應通信'一九九一年)六五頁、一一三頁。
- (42) 北京政府のマッカーナ戦争への関与について、Chen Jian, *Mao's China and the Cold War* (Chapel Hill, NC, 2001), chap.5 や Shu Guang Zhang, *Deterrance and Strategic Culture: Chinese-American Confrontations, 1949-1958* (Ithaca, NY, 1992), chap.6 や終註。
- (43) *FRUS: 1952-1954*, Vol.13 (Washington, D.C., 1982), p.1106.
- (44) *Ibid.*, Vol.12 (Washington, D.C., 1984), pp.696-703.
- (45) *Ibid.*, pp.719-723.
- (46) *Ibid.*, pp.750-751.
- (47) *Ibid.*, pp.751-754.
- (48) *Ibid.*, p.757.
- (49) *Ibid.*, Vol.14, pp.556-557, pp.598-609.
- (50) *Ibid.*, p.560.
- (51) *Ibid.*, pp.611-613.
- (52) *Ibid.*, p.561, note4; ゼバ・セーヴィー・フラー／菱木一美・長賀一哉訳『マイク・マンスフィールズ——米国の良心を守った政治家の生涯』(共刊通訳社'一〇〇五年)一八二—一八四頁。
- (53) *FRUS: 1952-1954*, Vol.14, p.574.
- (54) *Ibid.*, pp.612-613, pp.619-621, p.762, pp.794-795.
- (55) *Ibid.*, p.693.

- (56) *Ibid.*, pp.682-683, pp.706-707.
- (57) 米華条約の締結過程についてこそ、松本はる香「台湾海峡危機と米華相互防衛条約の締結」、袁克勤「米華相互防衛条約の締結」、『「」への中国』、『国際政治』、一八号（一九九八年五月）所収）を参照。
- (58) *FRUS: 1952-1954*, Vol.14, pp.728-755.
- (59) *Ibid.*, pp.809-812.
- (60) *Ibid.*, p.770.
- (61) *Ibid.*, p.929.
- (62) 交換文書、*Executive Sessions of the Senate Foreign Relations Committee* (Historical Series), Vol.7, 84th Congress, 1st Session, 1955 (Washington, D.C., 1978), pp.780-781 収録のものも同用。
- (63) *FRUS: 1952-1954*, Vol.14, p.929.
- (64) *Ibid.*, Vol.12, pp.1062-1068.
- (65) *FRUS: 1955-1957*, Vol.2 (Washington, D.C. 1986), pp.30-34. 乙の○印は、國府の大陸攻撃を基本的に認め、アヘン方針が規定された。
- (66) 石井修「冷戦の『五年体制』」「国際政局」100号（一九九一年八月）。
- (67) 米中大使級会談については、尹景徹「米中会談（一九五五—一九七〇）の歴史的意義」『法学論叢』（京都大学）111一巻四号（一九八七年七月）を参照。
- (68) 第一次台灣海峽危機におけるアメリカの対応について、Shu, *Deterrence and Strategic Culture*, chap.8 を参照。
- (69) *Washington Post*, October 24, 1958; 『世界週報』二九卷四五号（一九五八年一月八日）五六頁。